

<研究ノート>

取引所市場の構造変化

—中央卸売市場流通の場合—

鈴木 芳 徳

目 次

- 1) はじめに
- 2) わが国における卸売市場の現状
- 3) 直面する課題とその意味
 - a) 手数料自由化の流れ
 - b) 規制緩和への流れ
- 4) むすび

1) はじめに

市場経済にあっては、オークション・システムがその基幹をなし、その中核的部分を取引所機構が担うものと考えられている。一物一価の原則という抽象的な原理も、そうした具体的な機構によって基礎付けられて初めて実現される。しかし、現在、取引所機構そのものが構造的な困難に直面しており、価格パラメーター機構の存立の基礎が問われるに至っている。

その不具合が最も顕著に、また国際的な規模で生じつつあるのが証券取引所における手数料自由化をめぐる一連の問題群である。

問題の根源は、取引所外取引の可能性の増大であり、これが生じてきた理由はというと、①機関化現象が生じて、これが強力な影響を及ぼしつつあること、②情報化が進展する中で、取引所を超えた諸問題が発生しつつあること、③経済全体が国際化する中で、諸外国の市場を含めた市場間競争の時代に突入したこと、これら3点を挙げることができよう。そして、そうした変化を踏まえつつ、競争原理・市場原理・プライスメカニズムの貫徹の方策が問われているのである。

すなわち、問題の根源にあるものは、現代経済そのものの変容であり、そのことが伝統的な取引所機構それ自体に、新たな角度からする問題を提起しているのである。上記のような、①機関化、②情報化、③国際化という3点からする問題提起は、取引所機構を中核的存在とする市場機構の将来を占うにあたって、看過することのできないものと考えられる。

(注) こうした観点からする証券取引所問題については、かねて以下のような論策を試みてきている。

「金融自由化と成熟経済」(神奈川大学大学院経済学研究科創立30周年記念論文集『現代経済の諸問題』所収、平成9年2月)

「ビッグ・バンと到来する市場の時代」(『熊本学園大学経済論集』、第5巻3・4合併号、平成11年3月)

「金融ビッグ・バンとオープン・マーケット」(日本学術会議『金融ビッグ・バンの根底にあるもの』平成 11 年 12 月)

「成熟経済とオープン・マーケット」(神奈川大学『商経論叢』第 35 卷 3 号, 平成 12 年 1 月)

「金融システムの変貌と証券取引所」(杉江雅彦編『証券・金融市場の新たな展開』晃洋書房, 平成 14 年 12 月)

「証券取引所の環境変化とデミューチュアリゼーション」(『商経論叢』第 38 卷 4 号, 平成 15 年 5 月)

ところで現在, わが国の中央卸売市場は, 数々の問題を抱えているが, その最大のものは, 卸売市場を中心とする生鮮食料品の需要主体も供給主体も大型化して影響力を強め, 同時に, 卸売市場でのセリを通さない直接・^{あいたい}相対による市場外取引が急増し, 市場経由率が低下してきていることにある。

供給主体の側についていうと, 農協合併による出荷団体の大型化が進む一方(生産・出荷構造の大型化問題), 輸入農産物が増大し(加工品・半加工品も含め), その流通が必ずしも取引所市場を経由しないかたちのもとなっている。

需要主体についていうと, 食品スーパー, コンビニエンスストアなど大口需要者の比重が高まり, これらが生産者から直接・^{あいたい}相対で買いつけるケースが増加してきている。ここから, 買い手の側のバイングパワーが強くなり, 納入業者への価格面・資金決済面などでの圧力は強くなる一方となっている。更に外国資本の日本進出により, 食品流通そのものが国際化してきている。

流通ルートの多様化に伴う取引所市場経由率低下により, 従来, 全国各地で価格指標とされてきた中央卸売市場で形成される価格とは別に, 多様な価格が各方面で形成されるようになってきている。

こうした, 取引所市場経由率の低下, さらには取扱金額の減少, 代金決済期間の長期化などを原因として, 取引所取引に参加する卸売業者(仲卸業者も含め)の経営が悪化し, 財務内容が劣化し, 廃業・合併などが相次ぎ, また卸売市場の運営の効率化, そこでの委託手数料の固定性からの脱却などが議論の的になっている。

かくて問題の根源にあるものは, 産地や小売の大型化であり, これが直接・^{あいたい}相対の市場外取引を増加させ, 取引所市場経由率を低下させていることである。そして, これら市場外での^{あいたい}相対取引による価格は必ずしも公開されていない。

(注) 東京都は, 平成 13 年 12 月, 「東京都卸売市場整備計画(第 7 次)」において築地市場の豊洲への移転を決定, 平成 15 年 5 月「豊洲新市場基本構想——東京から拓く市場の新時代」を公表した。その「第 1 章 新市場構想の意義」の冒頭に, 市場を巡る環境変化について次のような認識が示されているのは興味深い。

「**転換期にある卸売市場** これまで, 卸売市場は生鮮食料品流通の中心的役割を担ってきたが, ①流通環境の変化への対応の遅れ, ②取扱量の減少, ③市場間格差の拡大等に直面しており, 重大な転換期を迎えている。」

「**卸売市場流通を巡る変化** グローバリゼーションや情報通信技術の進歩等, 社会経済状況の変化は生

鮮食料品流通にも大きな影響を与えている。生鮮食料品の生産、流通、小売、消費者のニーズ等、卸売市場を巡る環境は変化しており、新たな市場づくりが求められている。」

「卸売市場が目指すべき方向 これからの卸売市場は、取引規制や市場業者の許可制度、生産者重視の視点といった、これまで卸売市場を支えてきた仕組みを見直し、競争原理の一層の導入や消費者からの発想も重視した仕組みとすべきである。さらに、適正な受益者負担に基づく計画的・効率的な施設整備や、多様な整備手法の導入など、市場の活性化を進めていく必要がある。」

これよりさき、平成14年4月8日付けの農林水産省告示第959号「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」において、「卸売市場機能高度化事業」が取り上げられている。

上記のような状況は、かつて証券取引所が直面した問題と酷似しており、同質類似の問題パターンと思われる。

証券取引に関する委託売買手数料は、わが国の場合、平成4年1月の証券取引審議会での固定制見直しの報告に始まり、平成6年4月から売買代金10億円を超える取引部分について手数料自由化、平成10年4月からこれを5千万円超の部分と拡大、そして平成11年10月から完全自由化、という経過をへてきている。

すなわち、この問題が意味するところは、市場の取引主体（売り手・買い手ともに）における変貌（機関投資家の発達、法人企業の金融的投資主体化など）が、従来からの取引所システムでは賄いきれない問題を提起しつつある、ということである。元来、取引所市場というシステムは、およそ同等規模の個人取引者が大量に集中されて取引することを暗黙・当然の前提としており、この前提が変化し、より大規模の取引者が現れたときには、オークション・システムの外部で、時にはこの従来型のオークション・システムにおける価格形成にただ乗りしながら（フリーライダー）、直接・^{あいたい}相対での市場外取引を行うようになる。このことは、委託売買手数料の弾力化・自由化、市場集中義務の撤廃、会員業者の合併・廃業、取引所組織そのものの株式会社化（demutualization）、といった一連の変化を促してきた。しかし取引所市場外での取引をも含めた全体を包括する新たな価格形成システムの編成には到っていないのが現状である。

こうした証券取引所をめぐる問題が、卸売市場においては、生鮮食料品の物流という固有の問題を抱えているため、解決はより難しいものとなっている。しかし課題には相似の部分が多く、根底に「市場構造の変貌」があるという意味では、併せて検討するに値するものと考えられる。

2) わが国における卸売市場の現状

わが国の卸売市場は、86の中央卸売市場と、約1400の地方卸売市場とから成っている。

中央卸売市場（Central Wholesale Market）は、地方公共団体が卸売市場法に基づき開設するものである。これにたいして、地方卸売市場（Local Wholesale Market）は、その規模が政令で定める規模以上のものであり、一般に中央卸売市場に比べて国・地方公共団体による規制が緩く、また財政的支援も少ない。開設者は、地方公共団体に限定されない。

現在、中央卸売市場（卸売業者数、243、仲卸業者数、5,622、売買参加者数、45,621）の年間取扱高

は5兆1千億円、地方卸売市場（卸売業者数、1,619, 仲卸業者数、2,468, 売買参加者数、171,350）で4兆2千億円程度の規模になっており、取扱金額は近年、減少傾向となっている。

ところで、青果物について市場経由率（市場経由量／総流通量）を見ると、昭和50年代以降、低下傾向にあり、昭和48年度に91%（ピーク時）であったものが、平成12年度には70%前後まで、すなわちピーク時からみると約2割減、換言すればピーク時の約8割まで低下してきている。

中央卸売市場における集荷状況をみると、生産者個人及び生産者任意組合からの集荷の割合が低下し、商社や他市場からの出荷割合が増加している。この後者における増加は、輸入農産物の増加、市場間転送の増加を内容としている。

中央卸売市場における集荷方法には、委託と買付とがある。原則として委託によるものとされているが、一定の場合には買付によることができる。買付による場合というのは、規格・貯蔵性を有し、供給事情が安定している品目の場合（例えば、かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん等）であって、その外、予約^{あいたい}相対取引の場合も買付が可能とされる。これらの中で、委託の占める割合は緩やかな漸減傾向にある。

そこで、中央卸売市場の仕組みについて、その根幹部分を見ておこう。第1図は、簡略化した概念図であるから、若干の説明が必要である。

まず、中央卸売市場の開設者は地方公共団体である。例えば東京都が「東京都中央卸売市場」を開設している。

次に、出荷者としては、図では出荷団体として農協を挙げている。現在、農産物の6~7割は、農協の出荷による。出荷団体のほかに、集荷業者（産地仲買人）、輸入業者も出荷者である。

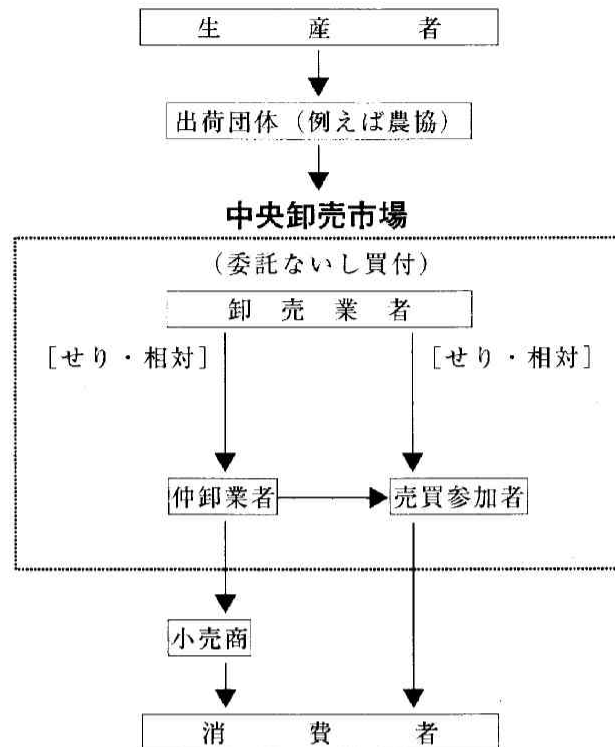
次に、中央卸売市場の市場内業者としては、卸売業者、仲卸業者、売買参加者の3者がある。

卸売業者（wholesaler）は、一方で集荷（受託集荷が原則で、その他例外的に自己の計算による買付集荷がある）を行い、他方で販売（せり売り、入札売り、相対^{あいたい}取引）を行う。卸売業者の収入の基本は、「委託者」（出荷者）から徴収する「卸売手数料」であって、基本的に次のような一律の料率となっている。この手数料率は、卸売市場法に基づき、市場開設者である地方公共団体（都道府県）が定める。（参照：東京都中央卸売市場条例第82条、同施行規則第63条）

すなわち現行の委託手数料率は、

野菜	8.5%
果実	7.0%
水産物	5.5%
食肉	3.5%
花卉 ^{かき}	9.5%

である。この手数料率は、昭和38年「生鮮食料品流通改善対策要綱」閣議決定の以前は、例え



第1図 中央卸売市場の仕組み (概念図)

ば野菜について10%、果実について8%、水産物について6%とされていたものが、上記の閣議決定以降、上記料率となり、現在に至っているものである。また、卸売業者の収入のうち、青果で8割、水産で3割程度が「卸売手数料」となっている。

仲卸業者 (intermediate wholesaler) は、卸売業者が行う売買取引に参加し、評価機能を発揮しつつ、買受け、これを分荷する。すなわち、中央卸売市場における価格形成は、基本的には、卸売業者の売りに対して、仲卸業者の買いによって行われる。

売買参加者 (authorized buyer) は、小売商や加工業者などであって、仲卸業者と同じ資格で売買に参加できるものである。

そこで、中央卸売市場における近年の状況について見ると、仲卸業者の仕入れは、当該市場の卸売業者から9割程度、それ以外からが1割程度となっている。また、仲卸業者の販売先は、昭和53年度と平成12年度とを比較すると、大型小売店への販売が、青果で3割から4割、水産で2割から4割に増えている。また、中央卸売市場の仲卸業者の代金回収状況をみると、青果の場合、一般小売店からは15.71日、大規模小売店からは22.79日、水産の場合、一般小売店からは18.74日、大規模小売店からは30.74日となっており、大規模小売店（スーパー、百貨店、生協、集団給食、問屋向けほか）からの代金回収期間のほうが長いことが知られている（平成13年度調査）。

中央卸売市場卸売業者の青果取扱高推移をみると、平成元年度に、25,579億円であったものが、平成13年度には、21,565億円となっており、またこれを同じく水産についてみると、平成

元年度に、33,131億円であったものが、平成13年度には、25,869億円と減少傾向をたどっている。

次に、市場における「せり」と「^{あいたい}相対」の比率についてみると、「せり」の比率が減少し、「^{あいたい}相対」の比率が増加してきている。「^{あいたい}相対」の場合の仲卸業者から卸売業者への発注は、取引の前日に行われるものが7割となっている。いま、中央卸売市場の青果についてみると、昭和60年度に「せり（入札を含む）」が74.3%であったものが、平成11年度、46.3%、平成12年度、34.3%、平成13年度、29.9%、と減少してきている。

（資料として、農林水産省総合食料局「卸売市場流通の現状と課題」平成14年11月、及び同流通課「卸売市場データ集」平成15年3月、を利用した。）

3) 直面する課題とその意味

a) 手数料自由化の流れ

現在、中央卸売市場が直面する第一の問題は、農協など「川上」（供給側）の大型化と、量販店など「川下」（需要側）のバイイングパワーとに挟み撃ちにあっていることである。そのことが、市場外流通を増加させ、或いは量販店との間での決済サイトが長期化して資金負担が増大し、ひいては市場関係者の経営悪化を結果しているものと考えられる。

いま、若干を例示すると、「川上」のJA（農協）など集出荷団体は、その扱い高が増加するにつれ、独自の市場開拓・市場選別戦略を進め、出荷先の卸売業者を選別し、原則1市場1社の指定卸売業者への集約をはかっている。「川下」の大手量販店は、独自の仕入れルートを開拓し、また外食産業には、ITを利用したネット調達をはかる動きがある一方、産地を特定し、JAと交渉して栽培方法・荷姿を指定し、安定的な通年供給を図って、定時・定量・定品質・定価格での継続的取引に向かうものもある。

こうして市場間競争、市場外流通との競争は激化しつつあり、これに対処する方策が問われているのである。業者の合併・廃業が進むなかで、市場改革についての様々の提案がなされている。特に、手数料の固定制を廃し、自由化ないし弾力化する方向が議論の俎上に上っている。

卸売手数料の弾力化に関して、「卸売市場競争力強化総合検討委員会」の「中間報告」（平成14年5月30日）は、論点を次のように整理している。

「卸売手数料については、各卸売市場の実情や卸売業者の卸売業務に係るコストに応じて、弾力的に決定できるようにするか否かについては様々な意見がある。

卸売手数料を弾力化すると、①生産者の手数料引下げ圧力や卸売業者間の過当競争により、卸売業者の経営悪化、倒産・廃業が発生する、②卸売業者は、採算を確保できる商品の取引に傾向し、採算に合わない商品は、実質的に取引が制限されることとなる等により、生産者にとって、販路が限定されるとともに、生鮮食品等の円滑な流通に支障が生じるおそれがある、また、卸売手数料の設定を弾力化する場合には、卸売市場法に基づく各種規制等についても抜本的に見直す必要があるとする考え方があ

一方で、卸売手数料設定を弾力化することにより、①市場の実態や利用者のニーズに応じた取引の工夫等

サービスの充実を通じて、市場流通の魅力を高めることができる、②卸売業者間の自由な競争により、出荷経費の低減を通じて流通コストの低減を促すことができる、③卸売業者が卸売業務に係るコストに見合った手数料を設定し得る途が開かれ、卸売業者の経営安定を図ることができ得るようになる等卸売市場の競争力の強化、ひいては、生鮮食料品等の流通の効率化、高度化が期待されるとする考え方がある。」(17—18頁)

こうした卸売手数料の弾力化を念頭においての検討が進んでいる背景は、先にも触れたように、取引拡大にともない大規模出荷団体・量販店などの影響力が強くなってきていることがある。

平成14年の上記「中間報告」は、卸売市場関係者にかなりの波紋を投げかけたが、直ちに手数料弾力化には至らなかった。すなわち「農水省は2000年に手数料自由化の方針を打ち出したが、業界の反発を受け先送りした」(日本経済新聞、平成15年4月25日)という経緯がある。

こうしたことを受け、2001年から、新たに研究会が設置され、これにより平成15年4月24日、『「食品流通の効率化等に関する研究会」報告書』がまとめられた。この報告書は、手数料の自由化を求める旨の結論のものとなっており、数年間の猶予を設けることが予測されるというものの、ここにおいて方向性は明確にされたものと考えられる。

この報告書は、「卸売手数料の弾力化」の項目で、次のように述べている。

「①卸売業者が、出荷者や買受人のニーズに応じて、取引内容やサービスの多様化に即応し、柔軟な収益構造を実現するとともに、流通実態に即応し、卸売市場流通が魅力ある発展を図るためには、機能・サービスに見合った手数料を弾力的に徴収できるようにすることが求められる。

②なお、その対応に当たっては、卸売業者が手数料収入に大きく依存している実態を踏まえ、一定期間をかけて進めることを検討する必要がある。また、併せて、業務等に関する規制の緩和、卸売業者の合併等の経営対策を検討する必要がある。

③このため、卸売手数料の弾力化については、準備期間を設けた目標年次を明確にし、円滑な移行ができるようする必要がある。

併せて、卸売業者の経営革新や経営体質強化を図られるよう、合併統合の促進、買付集荷の弾力化等の卸売市場の取引規制の見直し等を行う必要がある。」

この手数料自由化が進められると、卸売業者の経営には改めて深刻な影響を及ぼすものと考えられ、ここから同報告書は、卸売業者の事業展開をさらに可能とするため規制緩和策を併せ検討するよう求めている。「商物一致」規制の緩和による「商物分離」拡大の可能性、「受託拒否禁止」規制の緩和問題等々、これまでの原理原則の大幅見直しは避けて通れないものと思われる。

b) 規制緩和への流れ

先に触れた平成14年5月30日の「卸売市場競争力強化検討委員会」の「中間報告」の際には、市場関係者にとっては手数料自由化は、なお「唐突」との印象拭いがたいものがあり、反対意見を表明する向きが多く、手数料自由化への動きは一旦頓挫したかに見えた。「唐突」との印象は、市場関係者における環境変化への認識と備えがまだまだ充分でなかったことによる部分もあ

ろうが、それ以上に、「手数料自由化」と併せ行われるべき「規制緩和措置」の具体化に向けての検討がなお残されていたことによるものと考えられる。

時間的には遡ることになるが、平成12年の「食品流通審議会卸売市場部会第1回ヒアリング(6月22日)における発言要旨」の記録から、二三の発言を例示してみよう。各団体の手数料自由化問題への一般的な受け止め方が知られる。

全国中央市場青果卸売協会

- ①手数料の自由化は、現状のまま行われると卸売会社の経営対応能力を超え、その倒産が続出する。そればかりでなく、生鮮食料品流通に多大の混乱をもたらし、産地、小売店、消費者等に大きな損失を与えることになる。
- ②現行の卸売手数料は中央卸売市場の存立基盤となっている様々な仕組みと密接に関係している卸売市場の根幹ともいべき制度・仕組みであり、委託売買手数料を見直すのであれば、手数料と密接に関連する様々な制度・仕組みについても見直し、手数料見直しの環境条件の整備をまず行うべきである。
- ③卸売手数料については、中央卸売市場の卸売業者が受けている様々な規制、受託拒否・差別的扱いの禁止、また仲卸業者との垣根の問題、兼業・支配会社の届出規制、さらには中央・地方卸売市場の枠組み等について見直すなど環境条件を先行して(少なくとも同時に)整備すべきである。
- ④(略)

全国中央市場水産卸協会

- ①卸売手数料の自由化は中央卸売市場の本来の機能を阻害するものであり、委託販売の原則の崩壊につながる危険が大きく、市場の様々な機能が損なわれることにより、出荷者、購入業者、消費者に重大な影響を及ぼすとともに、卸売市場そのものの存在意義を問われることになる。
- ②(略)
- ③以上のことから、卸売手数料の自由化に強く反対するものである。

長野県経済事業農業共同組合連合会

- ①手数料は開設者により上限を定め、手数料は取引の形態により卸の果たす機能も様々であるのだから、固定手数料でなく卸の自由とすべきである。
- ②, ③(略)
- ④市場の取引ルールは手数料自由化同様にできるだけ自由とし、行政は卸売業者の経営指導・監督を強化すべきである。

平成14年11月26日、全国中央卸売市場協会は「Advance 7」と題する「市場システム改革の7つの提言」を発表した。そこでは「卸売手数料問題については、市場システム改革の一つではあるが、まず規制緩和などの市場改革を進めたうえで、その内容や導入時期等について検討することが望ましい」とされ、現在の卸売市場システムが「様々な規制の上で運営されており、時代の変化に即応できていない」ものとなっていることに注目している。この「提言」が求めるところは、最終的には卸売市場法の改正にまで至る根本的な性格のものである。提言内容の若干を紹介しよう。

提言の第1は、卸売業者の「買付集荷」(自己の計算による集荷)をより自由に行えるように

すること、である。従来は、卸売業者の買付けは、原則として「委託集荷」によるべきものとされ、「買付集荷」は例外的に「特定物品」についてのみ認められた。このような規制がなされてきた理由は、「買付集荷」を大幅に認めると、需給の反映としての価格形成を歪める場合がありうると考えられたからである。しかし、「委託集荷のみでは、市場に必要な生鮮食料品等が集荷できない市場が顕在化している」のであって、消費者の幅広いニーズに応えるためには、多種多様な品揃えが求められており、「卸売業者による集荷方法の選択をより弾力的に行えるようにする必要がある。」

加えて、「直荷引き」に関する規制の緩和措置が求められている。現行では、仲卸業者が、卸売業者以外の者から買受けることは禁止されている。しかし、出荷団体が大型化し、卸売市場と卸売業者が選別されるという事態のなかで、「卸売業者間で集荷力に差が生じ、卸売市場によっては直荷引きによらなければ品揃えが困難となってきた状況もみられ、小売商や消費者のオーダーに対応できなくなっている。」ここに、従来の卸売業者と仲卸業者との機能分化による市場秩序を超えた問題が提起されるに至っている。

第2に、第三者販売に関する規制の緩和措置が求められる。言いかえれば、市場間の転送等に係る規制の緩和措置である。従来は、卸売業者が、仲卸業者や売買参加者以外の第三者に卸売りすることは、原則的に禁止されてきた。これは、売り手である卸売業者と買い手である仲卸業者・売買参加者とを対置することで、合理的な価格形成を実現しようとしたことによる。

第3に、いわゆる「商物一致」原則の緩和が求められる。従来は、卸売業者に対し「現に市場内に存在するもの」以外の卸売りを禁止してきた。これは、現物を目の前に置くのでなければ正しい評価ができにくいということ、公開かつ集中的に取引が行われることが公正を保つのに重要とされたことによっている。しかし今や、「卸売業者がITなどによる物流の効率化を図れるよう、積極的に場外保管場所を活用した取引を進めていく必要がある。」

提言は、以上のほか、第4に、市場の「開設区域」に関する規制の緩和、第5に、市場業者に一層の経営努力を求めるための「業務許可期限の設定」、第6に、「受託拒否禁止に係る規制」の見直し、第7に、「各種届出等の簡素化」を求めている。

以上を要するに、この提言は「画一的な制度から」「柔軟で、より効率的な制度」に改めることを狙いとするものであって、卸売市場法、農林水産省令等による規制を緩やかなものとし、卸売市場と関連業者の自由度を高める方向性のものと捉えられよう。

(注) こうした全体状況から、各地の中央卸売市場では様々の改革が具体的に提起され模索されつつある。二三の例を掲げておく。

地方の卸売市場では、東京、大阪の市場への取引の集中に対抗するために、それぞれの地域の枠を越えたインターネット取引を始める。岡山・広島・香川・愛媛の花卉市場は「瀬戸内ネット」を立ち上げた。群馬・茨城・福島の花弁卸業者は、「北関東コンソーシアム」を新設した。千葉県内4市場の卸業者は「千葉バーチャルマーケット」を開設し、青果のネット取引を開始する。兵庫県内の青果市場と参加者は、「ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会」を立ち上げている。これらはいずれも、東京・大

阪の中央卸売市場に取引が集中することから、地方市場の地盤が沈下し、卸売業者の中には経営破綻するものも現れてきていることに発している。(日本経済新聞、平成15年6月21日、朝日新聞、平成15年5月14日)

横浜市は生鮮食料品の卸売市場の機能強化を本格化する。この背景には、横浜市中央卸売市場の取扱金額が、2001年まで、水産で5年連続、青果で3年連続で減少したことがある。(日本経済新聞、平成15年5月28日) こうした「卸売市場間の連携」という新たな動きの根源には、JAなど出荷団体による卸売市場の絞り込み、大手量販店などの本部仕入れなどによって、小規模卸売市場の集荷力が低下しつつある実態がある。また、これとは別に、上記の「Advance 7」には、札幌、仙台、東京、大阪、神戸、岡山、福岡の中央卸売市場における、地域の実情に応じた開設者自らによる「先進的取組み」の事例が掲げられている。

おりしも、農林水産省は、構造特区内における株式会社の農業参入を農地貸借に限定してではあるが認める方針を打ち出している(日本経済新聞、平成15年5月11日)。また、わが国には、農業法人が約1万3千社あり(平成12年2月数字)、商社・メーカーなどがこれに出資することが認められている(上限規制あり)。こうした農業法人の中には既に株式会社となっているものもある。これら農業法人についての調査によると、農協や卸売市場への依存よりも直接販売の方向を望むものが多いという(日本経済新聞、平成15年7月17日)。農業ビジネスの進展という、この流れの行く末を考えてみるに、供給者・出荷者の側でのいっそうの大規模化が直販を志向するものとなることが予想される。

4) むすび

事実としては、恐らく、一方での手数料率の段階的な自由化措置と、他方での規制緩和措置とが、表裏一体のかたちで進んでゆくものと考えられる。

市場経由率の低下傾向は、市場経済機構の根幹をなす「セリ方式」(auction)による価格形成が危うくなってゆくことを意味する。取引所市場における透明で合理的な価格形成と、そこでの恒常的売買とは、取引所市場への売買取引の集中そのことを前提とするものであった。しかし、今、その前提そのものが変化しつつある。ほんらい公共的役割をもつ取引所市場という機構を相対化し、これに犠牲を強いつつ、市場経済は次の段階に進もうとする。

取引所市場を頂点とするピラミッド型の価格形成機構は、いまや水平化(flattening)に向かい拡散する。時代状況の変化には抗いがたいものがあるが、その軋みの中で払わざるをえない犠牲を、どういうやり方でカバーすることができるか、それは関係業者の浮沈に関わるのみならず、一国の市場機構の将来に関わるものとして厳しく認識される必要がある。

補注：小稿の資料部分は、農林水産省の公式ホームページで公表されているものを多く利用している。記して謝意を表したい。